

正副 (市町村提出用)

宅地造成に関する工事の協議申出書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者氏名

下記のとおり、宅地造成等規制法第 11 条の規定による協議を申し出ます。

記

1	造成主住所氏名					電話番号
2	設計者住所氏名					電話番号
3	工事施行者住所氏名					建設業許可特第号 電話番号 般
4	宅地の所在及び地番					
5	宅地の面積	平方メートル				
6 工事の概要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル				
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル			
		盛土	立方メートル			
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	メートル
	ニ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	メートル
				センチメートル		
	ホ 崖面の保護の方法					
ヘ 工事中の危害防止のための措置						
ト その他の措置						
チ 工事着手予定年月日	年	月	日			
リ 工事完了予定年月日	年	月	日			
ヌ 工程の概要						
7	その他必要な事項					
	申出代理者住所氏名					電話番号

〈注意〉

- ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 欄は資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は「2」に○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの申出書に添付してください。
- 3 欄は、未定ときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 7 欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみその許可、認可等の手続の状況を記入してください。

※受付欄



副

宅地造成に関する工事の協議同意通知書

(協議同意番号) 大阪府指令建審第 号  
年 月 日

この協議申出書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して協議に同意しましたので通知します。

大阪府知事

条 件 裏 面 の と お り

※ 同意通知欄					
1	造成主住所氏名	電話番号			
2	設計者住所氏名	電話番号			
3	工事施行者住所氏名	建設業許可 特 第 号 電話番号			
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	平方メートル			
6 工事の概要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さメートル	延長メートル
	ニ 排水施設	番号	種類	内法寸法 センチメートル	延長 メートル
	ホ 崖面の保護の方法				
ヘ 工事中の危害防止のための措置					
ト その他の措置					
チ 工事着手予定年月日	年	月	日		
リ 工事完了予定年月日	年	月	日		
ヌ 工程の概要					
7	その他必要な事項				
	申出代理者住所氏名	電話番号			
〈注意〉 1. ※印のある欄は記入しないこと。 2. 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、「2」に○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの申出書に添付してください。 3. 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4. 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※受付欄			

(裏 面)

条 件

- 1 工事の施行にあたっては、施行区域の周辺地に、土砂流出等による害を与えないように留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
- 2 工事施行に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。
- 3 工事施行中は、雨水等を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。
- 4 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等工事完了後見えなくなる部分は、それぞれ工程中に写真を写して工事完了検査時に整理し、提出すること。
- 5 擁壁の基礎地盤は、深堀等により、良質な地盤を乱す事がないようにし、擁壁の背面土は、土質管理、施工方法に留意すること。
- 6 コンクリート、鉄筋等は、所定の強度、品質が得られるように、施工方法、品質管理に留意すること。
- 7 施行に際し、疑義が生じた場合及び計画を変更しようとする場合は、事前に本府及び関係する法令等の所管行政庁と協議し、必要な手続きを行うこと。
- 8 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更をしたときは、遅延なく、その旨を知事に届出ること。  
また、許可のあった日から起算して1年を経過しても工事に着手していない場合は、その旨を知事に報告し、その指示に従うこと。
- 9 工事を中止した場合は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示する必要な措置を講ずること。